

三豊市公共施設の使用料免除基準・免除該当団体 <参考>

免除基準	免除該当団体
1. 市又は市教育委員会が主催又は共催により利用する場合（法令、条例等に基づく附属機関、審議会、委員会等が利用する場合を含む。）	
①市や市教育委員会、法令や要綱に基づく附属機関・審議会・委員会等が行政施策や事務事業を遂行するために利用する場合	官公庁、消防団、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例で定める委員会 等
②市や市教育委員会が主催又は共催する事業の実施団体（協賛する実行委員会等）	成人式実行委員会、大学サテライトオフィス 等
2. 市の区域内に所在する団体が市の事業の推進又は行政活動を補完する事業等に利用する場合	民生委員児童委員協議会、保護司会、更生保護女性会、子ども会育成連絡協議会、交通安全協会、自治会連合会、男女共同参画推進ネットワーク会議、食生活改善推進委員会、まちづくり推進隊、市の委託事業により施設を使用する団体、商工会、経営者協会、市内公共的団体 等
3. 市の区域内の保育所、幼稚園、小・中学校等が保育又は教育の一環として利用する場合	保育所、幼稚園、小・中学校、放課後児童クラブ、PTA 連絡協議会、単位 PTA、保護者会 等
4. 当該施設の管理者が管理業務のために施設を利用する場合	-
5. 市の区域内に所在する団体が教育的見地から実施する青少年の育成活動に利用する場合	スポーツ少年団、青少年育成会議 等
6. 市が関与し、又は運営を支援・助成する団体が、当該団体の本来の活動目的及び活動内容で利用する場合	
①社会福祉・障がい者、高齢者等の関係団体	社会福祉協議会、シルバー人材センター、戦没者遺族会、母子福祉連合会、身体障害者協会、手をつなぐ育成会、老人クラブ（市が認める団体）、老人クラブ連合会、市内障害者支援施設 等
②地域コミュニティ団体、社会教育、社会体育関係団体	自治会、女性の会（市が認める団体）、青年団、市文化協会及び協会所属の各クラブ、各地区公民館・各分館の所属クラブ、市体育協会及び協会加盟の各団体、婦人団体連絡協議会、生活研究グループ 等
③青少年の活動団体	子ども会 等
7. その他、市長が特に必要と認める場合	障がい者及び当該障がい者が付き添いを必要とする場合の付添者 1 人が使用する場合 等
※免除対象外の団体	市外（事務所所在地が市外）の公共的団体、体協非加盟スポーツ団体、市外の保育所・幼稚園・小学校・中学校、高等学校、専門学校、大学、市外スポーツ少年団、民間企業、営利団体 等